

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成30年度の保険料について

後期高齢者医療制度に加入されている方へ6月中旬に保険料額や納付方法をお知らせする「保険料額決定通知書」を送付します。納付書または口座振替によるお支払いは6月から始まります。既に年金からの引き去りで納めている方は、年間の保険料額と10月以降の年金からの引き去り額をお知らせします。なお、平成30年6月から平成31年3月までの間に75歳になる方は、「保険料額決定通知書」を75歳となった翌月にお送りします。

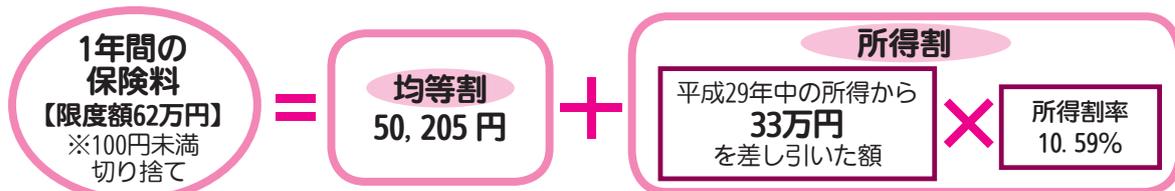
■保険料率

保険料率は2年ごとに改定することになっていて、平成30年度から平成31年度の保険料率は次のとおりです。

均等割 ⇒ 50,205円 所得割 ⇒ 10.59%

■保険料の計算方法

年間保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割」の合計額となります。



■均等割の軽減

被保険者と世帯主の所得に応じて均等割が軽減されます。平成30年度から均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

被保険者と世帯主の所得の合計が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円(年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,020円
33万円	8.5割軽減	7,530円
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円

- ・軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ・昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

■所得割の軽減の見直し

これまで被保険者個人の所得によって保険料の所得割が「2割軽減」されていましたが、平成30年度から「所得割の軽減」が廃止されます。

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険※の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が5割軽減(50,205円 → 25,102円)となります。

平成30年度から被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「7割」から「5割」に変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割または8.5割に該当することがあります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、サラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません

対象となる方	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

保険料のお支払い方法は「年金からの引き去り」から「口座振替」に変更できます

後期高齢者医療の保険料を年金からの引き去りによりお支払いいただいている方、またはこれから年金からの引き去りになる方は、手続きをされると口座振替に切り替えることができます。口座振替に切り替わる時期は、手続きの時期により異なります。

- ◆手続きに必要なもの…被保険者証、振替口座の預貯金通帳と届出印、本人確認書類(※)
- (※) 1点でよいもの マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- 2点必要なもの 健康保険証、介護保険証、年金手帳、北見市バス乗車証など
- ◆手続き場所…国保医療課、総合支所保健福祉課、支所・出張所

保険料は所得税・個人住民税の社会保険料控除の対象となります

社会保険料控除は、保険料を納付された方が適用を受けられますので、年金からの引き去りを選択した場合は、引き去りされるご本人以外の方の社会保険料控除として適用できなくなりますので、十分ご注意ください。

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効果を持つ厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬であり、新薬より5割以上安くなるものもあります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にご相談ください。